

令和7年度標準宅地時点修正率算定業務委託仕様書

1. 目的
令和8年度固定資産税賦課に係る標準宅地の時点修正率を求め、固定資産税の適正な路線価及び時価の評定に寄与することを目的とする。
2. 委託業務の内容
標準宅地の時点修正率の算定、路線価への時点修正率の反映
3. 委託業務の対象
標準宅地の時点修正率の算定の対象とする標準宅地は332地点とする。
4. 価格時点
標準宅地の鑑定評価の価格時点は、令和5年1月1日とする。
標準宅地の鑑定評価の時点修正については令和7年7月1日とする。
5. 業務期間
契約締結の翌日から、令和7年8月29日までとする。
6. 結果の報告及び成果品
標準宅地の時点修正率の報告は、一覧表及び電子データで報告するものとし、報告部数は2部とする。
成果品
 - ① 標準宅地の時点修正率一覧表
 - ② 路線の時点修正率一覧表（時点修正率を各路線に反映させた一覧表）
 - ③ ①及び②の電子データ
7. 提出期限
成果物の提出期限は、令和7年8月29日とする。
8. 提出先
北秋田市財務部税務課
9. その他
 - (1) 業務に当たつては、事前の意見交換・情報交換等を通じ、固定資産税評価の地域性等に十分留意しなければならない。
 - (2) 受託者は、委託者からの要請があるときは、委託業務の進捗状況を委託者に報告しなければならない。
 - (3) 受託者は、委託者から交付された関係資料（電子データを含む）の保管・管理を厳重にし、委託業務の処理以外に使用してはならない。
 - (4) 受託者は、委託業務で知り得た事項を他人に漏らしてはならない。